

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年4月9日（木）

午前10時00分

市庁舎8階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第1号（第3回審議）

実施機関：熊本市監査委員（所管課：監査事務局）

(2) 平成26年度諮問第12号（第2回審議）

諮問実施機関：熊本市長（所管課：総務厚生課）

(3) 平成26年度諮問第2号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：法制課）

(4) 平成26年度諮問第5号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：市民協働課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（11時50分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第1号）

- 1 開示請求者（不服申立人） 個人
- 2 開示請求に係る個人情報等
平成26年〇月〇日〇時より△△△△△にて行われた、「平成25年度熊本市×××××について」の陳述における録音内容全て
- 3 実施機関
熊本市監査委員（所管課：監査事務局）
- 4 経過
 - (1) 平成26年 3月17日 開示請求
 - (2) 平成26年 3月25日 開示請求に対する開示決定
(本人発言部分の全部開示)
 - (3) 平成26年 4月14日 不服申立て
 - (4) 平成26年 5月27日 審議会への諮問
 - (5) 平成26年 6月30日 請求拒否理由説明書受理
(7月4日、10月3日、不服申立人へ送付)
 - (6) 平成26年10月23日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第12号）

- 1 開示請求者（不服申立人） 個人
- 2 開示請求に係る個人情報等
10月〇日に熊本市西区に所在する〇〇にて発生した火災の火災判定証明書
- 3 諮問実施機関
熊本市長（所管課：総務厚生課）
- 4 経過
 - (1) 平成26年 2月10日 個人情報開示請求
 - (2) 平成26年 2月21日 個人情報一部開示及び不開示決定
(3月3日、本人受領)
 - (3) 平成26年 4月 8日 不服申立て
 - (4) 平成27年 1月21日 審議会への諮問
 - (5) 平成27年 1月26日 請求拒否理由説明書受理

(2月14日、不服申立人へ渡し)

不服申立てに係る経緯 (平成26年度諮問第2号)

- 1 開示請求者 (不服申立人) 個人
- 2 開示請求文書等
 - (1) 熊本市長・附属機関に対して、熊本市長公印押印のある諮問書もなく、附属機関の審議会を開催させた事例の過去三年間の全ての事例。
 - (2) 平成26年5月28日付け情個審答申第3号に係る案件における、開示請求者及び異議申立人より提出された開示請求書・異議申立書・意見書のどの部分が「実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べている」のかのみが分かる記述語句文章。
- 3 実施機関
熊本市長 (所管課：法制課)
- 4 経過
 - (1) 平成26年 6月13日 開示請求
 - (2) 平成26年 6月27日 開示請求拒否決定 (不存在)
(7月11日、本人受領)
 - (3) 平成26年 7月18日 異議申立て
 - (4) 平成26年 8月 7日 審議会への諮問
 - (5) 平成26年 9月18日 請求拒否理由説明書受理
(9月22日、異議申立人へ渡し)
 - (6) 平成26年10月 9日 意見書受理

不服申立てに係る経緯 (平成26年度諮問第5号)

- 1 開示請求者 (不服申立人) 個人
- 2 開示請求文書等
 - (1) 「熊本市自治基本条例見直し委員会」を熊本市長附属機関として設置すると

する条例等の一式。

(2) 平成26年6月5日付け市協発第149号に係る案件における、開示請求者及び異議申立人より提出された開示請求書・異議申立書・意見書・答申書のどの部分が「いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。」に該当するとして、決定所の謄本の決裁を交付執行したのかがわかる記述語句文章。

3 実施機関

熊本市長（所管課：市民協働課）

4 経過

- (1) 平成26年 7月18日 開示請求
- (2) 平成26年 7月31日 開示請求拒否決定（不存在）
（8月26日、本人受領）
- (3) 平成26年 9月 2日 異議申立て
- (4) 平成26年 9月 5日 審議会への諮問
- (5) 平成26年10月 7日 請求拒否理由説明書受理
（10月10日、異議申立人へ渡し）
- (6) 平成26年10月23日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年4月23日（木）

午前10時00分

市庁舎6階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第1号（第4回審議）

実施機関：熊本市監査委員（所管課：監査事務局）

(2) 平成26年度諮問第12号（第3回審議）

諮問実施機関：熊本市長（所管課：総務厚生課）

(3) 平成26年度諮問第2号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：法制課）

(4) 平成26年度諮問第5号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：市民協働課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（11時50分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第1号）

- 1 開示請求者（不服申立人） 個人
- 2 開示請求に係る個人情報等
平成26年〇月〇日〇時より△△△△△にて行われた、「平成25年度熊本市×××××について」の陳述における録音内容全て
- 3 実施機関
熊本市監査委員（所管課：監査事務局）
- 4 経過
 - (1) 平成26年 3月17日 開示請求
 - (2) 平成26年 3月25日 開示請求に対する開示決定
(本人発言部分の全部開示)
 - (3) 平成26年 4月14日 不服申立て
 - (4) 平成26年 5月27日 審議会への諮問
 - (5) 平成26年 6月30日 請求拒否理由説明書受理
(7月4日、10月3日、不服申立人へ送付)
 - (6) 平成26年10月23日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第12号）

- 1 開示請求者（不服申立人） 個人
- 2 開示請求に係る個人情報等
10月〇日に熊本市西区に所在する〇〇にて発生した火災の火災判定証明書
- 3 諮問実施機関
熊本市長（所管課：総務厚生課）
- 4 経過
 - (1) 平成26年 2月10日 個人情報開示請求
 - (2) 平成26年 2月21日 個人情報一部開示及び不開示決定
(3月3日、本人受領)
 - (3) 平成26年 4月 8日 不服申立て
 - (4) 平成27年 1月21日 審議会への諮問
 - (5) 平成27年 1月26日 請求拒否理由説明書受理

(2月14日、不服申立人へ渡し)

不服申立てに係る経緯 (平成26年度諮問第2号)

- 1 開示請求者 (不服申立人) 個人
- 2 開示請求文書等
 - (1) 熊本市長・附属機関に対して、熊本市長公印押印のある諮問書もなく、附属機関の審議会を開催させた事例の過去三年間の全ての事例。
 - (2) 平成26年5月28日付け情個審答申第3号に係る案件における、開示請求者及び異議申立人より提出された開示請求書・異議申立書・意見書のどの部分が「実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べている」のかのみが分かる記述語句文章。
- 3 実施機関
熊本市長 (所管課：法制課)
- 4 経過
 - (1) 平成26年 6月13日 開示請求
 - (2) 平成26年 6月27日 開示請求拒否決定 (不存在)
(7月11日、本人受領)
 - (3) 平成26年 7月18日 異議申立て
 - (4) 平成26年 8月 7日 審議会への諮問
 - (5) 平成26年 9月18日 請求拒否理由説明書受理
(9月22日、異議申立人へ渡し)
 - (6) 平成26年10月 9日 意見書受理

不服申立てに係る経緯 (平成26年度諮問第5号)

- 1 開示請求者 (不服申立人) 個人
- 2 開示請求文書等
 - (1) 「熊本市自治基本条例見直し委員会」を熊本市長附属機関として設置すると

する条例等の一式。

(2) 平成26年6月5日付け市協発第149号に係る案件における、開示請求者及び異議申立人より提出された開示請求書・異議申立書・意見書・答申書のどの部分が「いずれも実施機関が行った判断や事務事業の手法等への不服を述べているに過ぎず、文書の存在を疑わせる合理的な理由は認められない。」に該当するとして、決定所の謄本の決裁を交付執行したのかがわかる記述語句文章。

3 実施機関

熊本市長（所管課：市民協働課）

4 経過

- (1) 平成26年 7月18日 開示請求
- (2) 平成26年 7月31日 開示請求拒否決定（不存在）
（8月26日、本人受領）
- (3) 平成26年 9月 2日 異議申立て
- (4) 平成26年 9月 5日 審議会への諮問
- (5) 平成26年10月 7日 請求拒否理由説明書受理
（10月10日、異議申立人へ渡し）
- (6) 平成26年10月23日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年5月28日（木）

午前10時00分

マスマニューチュアル生命ビル

7階会議室

1 開 会

2 会長選出

3 審 議

(1) 平成26年度諮問第1号（第5回審議）

実施機関：熊本市監査委員（所管課：監査事務局）

(2) 平成26年度諮問第10号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：広聴課）

(3) 平成26年度諮問第11号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：建築指導課）

4 その他

5 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（11時50分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第1号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求に係る個人情報等

平成26年〇月〇日〇時より△△△△△にて行われた、「平成25年度熊本市×××××について」の陳述における録音内容全て

3 実施機関

熊本市監査委員（所管課：監査事務局）

4 経過

- (1) 平成26年 3月17日 開示請求
- (2) 平成26年 3月25日 開示請求に対する開示決定
（本人発言部分の全部開示）
- (3) 平成26年 4月14日 不服申立て
- (4) 平成26年 5月27日 審議会への諮問
- (5) 平成26年 6月30日 請求拒否理由説明書受理
（7月4日、10月3日、不服申立人へ送付）
- (6) 平成26年10月23日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第10号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) LPGバルクタンクの位置を、建築基準法施行規則第3条の2第1項第15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当すると

していることにつき「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」を適用せず「建築基準法施行規則」を適用するのが正しいとする法的根拠等

(3) LPGタンクの容量につき、都道府県知事への届出の責務があったはずであるが、熊本市長等が届出は不要であるとした法的根拠等

(4) LPGタンク設備の設置にあたり、建築基準関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできないとする法的根拠等

(5) 建築基準法第2条に基づき、「建築設備」であるLPGタンクは「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等

(6) 受水槽、ポンプ、給水槽も「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等

(7) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等

(8) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等

(9) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等

(10) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書

(11) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：広聴課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 5日 開示請求拒否決定（不存在）
（11月14日、本人受領）
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月15日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 3月 5日 請求拒否理由説明書受理

(3月10日、不服申立人へ渡し)

(6) 平成27年 3月31日 意見書受理

不服申立てに係る経緯 (平成26年度諮問第11号)

1 開示請求者 (不服申立人) 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク (バルク貯蔵) がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等
- (3) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等
- (4) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等
- (5) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書
- (6) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長 (所管課：建築指導課)

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 4日 開示請求拒否決定 (不存在)

(1 1月14日、本人受領)

(3) 平成27年 1月13日 不服申立て

(4) 平成27年 1月16日 審議会への諮問

(5) 平成27年 2月26日 請求拒否理由説明書受理

(3月4日、不服申立人へ渡し)

(6) 平成27年 3月31日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年6月25日（木）

午前10時00分

市庁舎9階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第1号（第6回審議）

実施機関：熊本市監査委員（所管課：監査事務局）

(2) 平成26年度諮問第10号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：広聴課）

(3) 平成26年度諮問第11号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：建築指導課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（11時50分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第1号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求に係る個人情報等

平成26年〇月〇日〇時より△△△△△にて行われた、「平成25年度熊本市×××××について」の陳述における録音内容全て

3 実施機関

熊本市監査委員（所管課：監査事務局）

4 経過

- (1) 平成26年 3月17日 開示請求
- (2) 平成26年 3月25日 開示請求に対する開示決定
（本人発言部分の全部開示）
- (3) 平成26年 4月14日 不服申立て
- (4) 平成26年 5月27日 審議会への諮問
- (5) 平成26年 6月30日 請求拒否理由説明書受理
（7月4日、10月3日、不服申立人へ送付）
- (6) 平成26年10月23日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第10号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) LPGバルクタンクの位置を、建築基準法施行規則第3条の2第1項第

15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するとしていることにつき「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」を適用せず「建築基準法施行規則」を適用するのが正しいとする法的根拠等

(3) LPGタンクの容量につき、都道府県知事への届出の責務があったはずであるが、熊本市長等が届出は不要であるとした法的根拠等

(4) LPGタンク設備の設置にあたり、建築基準関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできないとする法的根拠等

(5) 建築基準法第2条に基づき、「建築設備」であるLPGタンクは「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等

(6) 受水槽、ポンプ、給水槽も「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等

(7) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等

(8) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等

(9) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等

(10) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書

(11) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：広聴課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 5日 開示請求拒否決定（不存在）
(11月14日、本人受領)
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月15日 審議会への諮問

- (5) 平成27年 3月 5日 請求拒否理由説明書受理
(3月10日、不服申立人へ渡し)
- (6) 平成27年 3月31日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第11号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等
- (3) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等
- (4) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等
- (5) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書
- (6) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：建築指導課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求

- (2) 平成26年11月 4日 開示請求拒否決定（不存在）
（11月14日、本人受領）
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月16日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 2月26日 請求拒否理由説明書受理
（3月4日、不服申立人へ渡し）
- (6) 平成27年 3月31日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年7月23日（木）

午前10時00分

市庁舎6階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第1号（第7回審議）

実施機関：熊本市監査委員（所管課：監査事務局）

(2) 平成26年度諮問第10号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：広聴課）

(3) 平成26年度諮問第11号（第3回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：建築指導課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（11時50分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第1号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求に係る個人情報等

平成26年〇月〇日〇時より△△△△△にて行われた、「平成25年度熊本市×××××について」の陳述における録音内容全て

3 実施機関

熊本市監査委員（所管課：熊本市監査事務局）

4 経過

- (1) 平成26年 3月17日 開示請求
- (2) 平成26年 3月25日 開示請求に対する開示決定
（本人発言部分の全部開示）
- (3) 平成26年 4月14日 不服申立て
- (4) 平成26年 5月27日 審議会への諮問
- (5) 平成26年 6月30日 請求拒否理由説明書受理
（7月4日、10月3日、不服申立人へ送付）
- (6) 平成26年10月23日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第10号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) LPGバルクタンクの位置を、建築基準法施行規則第3条の2第1項第

15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当するとしていることにつき「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」を適用せず「建築基準法施行規則」を適用するのが正しいとする法的根拠等

(3) LPGタンクの容量につき、都道府県知事への届出の責務があったはずであるが、熊本市長等が届出は不要であるとした法的根拠等

(4) LPGタンク設備の設置にあたり、建築基準関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできないとする法的根拠等

(5) 建築基準法第2条に基づき、「建築設備」であるLPGタンクは「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等

(6) 受水槽、ポンプ、給水槽も「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等

(7) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等

(8) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等

(9) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等

(10) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書

(11) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：広聴課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 5日 開示請求拒否決定（不存在）
(11月14日、本人受領)
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月15日 審議会への諮問

- (5) 平成27年 3月 5日 請求拒否理由説明書受理
(3月10日、不服申立人へ渡し)
- (6) 平成27年 3月31日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第11号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等
- (3) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等
- (4) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等
- (5) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書
- (6) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：建築指導課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求

- (2) 平成26年11月 4日 開示請求拒否決定（不存在）
（11月14日、本人受領）
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月16日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 2月26日 請求拒否理由説明書受理
（3月4日、不服申立人へ渡し）
- (6) 平成27年 3月31日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年8月27日（木）

午前10時00分

市庁舎8階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第1号（第8回審議）

実施機関：熊本市監査委員（所管課：監査事務局）

(2) 平成26年度諮問第11号（第4回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：建築指導課）

(3) 平成27年度諮問第8号（第1回審議）

実施機関：熊本市病院事業管理者

（所管課：熊本市市民病院事務局総務課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（11時45分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第1号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求に係る個人情報等

平成26年〇月〇日〇時より△△△△△にて行われた、「平成25年度熊本市×××××について」の陳述における録音内容全て

3 実施機関

熊本市監査委員（所管課：熊本市監査事務局）

4 経過

- (1) 平成26年 3月17日 開示請求
- (2) 平成26年 3月25日 開示請求に対する開示決定
(本人発言部分の全部開示)
- (3) 平成26年 4月14日 不服申立て
- (4) 平成26年 5月27日 審議会への諮問
- (5) 平成26年 6月30日 請求拒否理由説明書受理
(7月4日、10月3日、不服申立人へ送付)
- (6) 平成26年10月23日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第11号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等

- (3) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等
- (4) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等
- (5) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書
- (6) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：建築指導課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 4日 開示請求拒否決定（不存在）
（11月14日、本人受領）
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月16日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 2月26日 請求拒否理由説明書受理
（3月4日、不服申立人へ渡し）
- (6) 平成27年 3月31日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年9月16日（水）

午前10時00分

市庁舎2階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成27年度諮問第8号（第2回審議）

実施機関：熊本市病院事業管理者

（所管課：熊本市市民病院事務局総務課）

(2) 平成26年度諮問第11号（第5回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：建築指導課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、委員による記者レク（11時45分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第11号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等
- (3) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等
- (4) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等
- (5) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書
- (6) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：建築指導課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 4日 開示請求拒否決定（不存在）
（11月14日、本人受領）
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月16日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 2月26日 請求拒否理由説明書受理

(3月4日、不服申立人へ渡し)

(6) 平成27年 3月31日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年10月8日（木）

午後4時30分

市庁舎10階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第11号（第6回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：建築指導課）

(2) 平成26年度諮問第13号（第1回審議）

諮問実施機関：熊本市長（所管課：総務厚生課）

3 その他

4 閉 会

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第11号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等
- (3) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等
- (4) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等
- (5) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書
- (6) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：建築指導課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 4日 開示請求拒否決定（不存在）
（11月14日、本人受領）
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月16日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 2月26日 請求拒否理由説明書受理

(3月4日、不服申立人へ渡し)

(6) 平成27年 3月31日 意見書受理

不服申立てに係る経緯 (平成26年度諮問第13号)

1 開示請求者 (不服申立人) 個人

2 開示請求文書等

熊本市西区にある施設へのLPGタンク設備設置に係る以下の文書等

- (1) 供給管の設置場所が、法令又は例規を遵守していること分かる資料等
- (2) 供給管に対し液化物排除の措置が講じられていること分かる資料等
- (3) (2)の液化物排除の措置が講じられていない場合には、安全確認許可の内容が分かる資料等
- (4) LPGタンクの冷却装置に対し講じられている措置が分かる資料等
- (5) LPGタンクに近接して飲料給水槽を設置することに対し許可した根拠の分かる資料等

3 諮問実施機関

熊本市長 (所管課：総務厚生課)

4 経過

- (1) 平成26年 9月 9日 開示請求
- (2) 平成26年 9月22日 開示請求拒否決定 (不存在)
(9月30日、本人受領)
- (3) 平成26年10月16日 不服申立て
- (4) 平成27年 3月 9日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 4月 8日 請求拒否理由説明書受理
(4月14日、不服申立人へ渡し)
- (6) 平成27年 5月11日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年11月19日（木）

午前10時00分

マスマニューチュアル生命ビル

2階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第10号（第3回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：広聴課）

(2) 平成26年度諮問第11号（第7回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：建築指導課）

(3) 平成27年度諮問第8号（第3回審議）

実施機関：熊本市病院事業管理者

（所管課：熊本市民病院事務局総務課）

(4) 平成26年度諮問第13号（第2回審議）

諮問実施機関：熊本市長（所管課：総務厚生課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、会長による記者レク（11時45分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第10号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) LPGバルクタンクの位置を、建築基準法施行規則第3条の2第1項第15号に規定する「計画変更に係る確認を要しない軽微な変更」に該当しているとすることにつき「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」を適用せず「建築基準法施行規則」を適用するのが正しいとする法的根拠等
- (3) LPGタンクの容量につき、都道府県知事への届出の責務があったはずであるが、熊本市長等が届出は不要であるとした法的根拠等
- (4) LPGタンク設備の設置にあたり、建築基準関係規定以外の法令を根拠に処分を変更することはできないとする法的根拠等
- (5) 建築基準法第2条に基づき、「建築設備」であるLPGタンクは「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等
- (6) 受水槽、ポンプ、給水槽も「建築物」となるため、熊本市建築基準条例第4条の適用対象となるにも関わらず、適用対象としない法的根拠等
- (7) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等
- (8) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等
- (9) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等
- (10) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書
- (11) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及

び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：広聴課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 5日 開示請求拒否決定（不存在）
（11月14日、本人受領）
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月15日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 3月 5日 請求拒否理由説明書受理
（3月10日、不服申立人へ渡し）
- (6) 平成27年 3月31日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第11号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市長との直接対話制度「まちづくりトーク」の抽選漏れに対する回答書の内容に関して、熊本市西区にある施設の建設に係る建築確認及び完了検査に伴う以下の文書等

- (1) 最初の建築確認申請時において2基のLPGタンク（バルク貯蔵）がそれぞれ別系統であるとわかる図面
- (2) 新設された建築物の土台となる石垣の安全性を調査分析等した調書等
- (3) 新設された給水層・ポンプ・受水槽の土台となる崖の安全性を調査分析等した調書等
- (4) 石垣の近隣の安全性を調査分析等した調書等
- (5) 完了検査において受水槽が法的にも適合しているとした検査結果調書
- (6) この施設の周辺住民に対し、熊本市危機管理指針の「事前対策として、

平常時から危機事象を想定して予防対策に最善を尽くすとともに、緊急対策及び事後対策の準備に万全を期すよう努めている」とする具体的な内容のわかる資料

3 実施機関

熊本市長（所管課：建築指導課）

4 経過

- (1) 平成26年10月23日 開示請求
- (2) 平成26年11月 4日 開示請求拒否決定（不存在）
（11月14日、本人受領）
- (3) 平成27年 1月13日 不服申立て
- (4) 平成27年 1月16日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 2月26日 請求拒否理由説明書受理
（3月4日、不服申立人へ渡し）
- (6) 平成27年 3月31日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第13号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市西区にある施設へのLPGタンク設備設置に係る以下の文書等

- (1) 供給管の設置場所が、法令又は例規を遵守していること分かる資料等
- (2) 供給管に対し液化物排除の措置が講じられていること分かる資料等
- (3) (2)の液化物排除の措置が講じられていない場合には、安全確認許可の内容が分かる資料等
- (4) LPGタンクの冷却装置に対し講じられている措置が分かる資料等
- (5) LPGタンクに近接して飲料給水槽を設置することに対し許可した根拠の分かる資料等

3 諮問実施機関

熊本市長（所管課：総務厚生課）

4 経過

- (1) 平成26年 9月 9日 開示請求
- (2) 平成26年 9月22日 開示請求拒否決定（不存在）
（9月30日、本人受領）
- (3) 平成26年10月16日 不服申立て
- (4) 平成27年 3月 9日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 4月 8日 請求拒否理由説明書受理
（4月14日、不服申立人へ渡し）
- (6) 平成27年 5月11日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成27年12月25日（金）

午前10時00分

市庁舎2階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第13号（第3回審議）

諮問実施機関：熊本市長（所管課：総務厚生課）

(2) 平成26年度諮問第6号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：障がい保健福祉課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、会長による記者レク（11時45分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第13号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市西区にある施設へのLPGタンク設備設置に係る以下の文書等

- (1) 供給管の設置場所が、法令又は例規を遵守していること分かる資料等
- (2) 供給管に対し液化物排除の措置が講じられていること分かる資料等
- (3) (2)の液化物排除の措置が講じられていない場合には、安全確認許可の内容が分かる資料等
- (4) LPGタンクの冷却装置に対し講じられている措置が分かる資料等
- (5) LPGタンクに近接して飲料給水槽を設置することに対し許可した根拠の分かる資料等

3 諮問実施機関

熊本市長（所管課：総務厚生課）

4 経過

- (1) 平成26年 9月 9日 開示請求
- (2) 平成26年 9月22日 開示請求拒否決定（不存在）
(9月30日、本人受領)
- (3) 平成26年10月16日 不服申立て
- (4) 平成27年 3月 9日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 4月 8日 請求拒否理由説明書受理
(4月14日、不服申立人へ渡し)
- (6) 平成27年 5月11日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第6号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

有限会社〇〇に関する熊本市障がい保健福祉課所有の録音データ及び調書

3 実施機関

熊本市長（所管課：障がい保健福祉課）

4 経過

- (1) 平成26年 7月24日 開示請求
- (2) 平成26年 8月 5日 開示請求拒否決定（不開示）
(8月10日、本人受領)
- (3) 平成26年10月 7日 不服申立て
- (4) 平成26年10月22日 審議会への諮問
- (5) 平成26年11月28日 請求拒否理由説明書受理
(12月13日、不服申立人へ渡し)
- (6) 平成27年10月16日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成28年1月28日（木）

午前10時00分

市庁舎2階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第13号（第4回審議）

諮問実施機関：熊本市長（所管課：総務厚生課）

(2) 平成26年度諮問第6号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：障がい保健福祉課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、会長による記者レク（11時45分）

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第13号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市西区にある施設へのLPGタンク設備設置に係る以下の文書等

- (1) 供給管の設置場所が、法令又は例規を遵守していること分かる資料等
- (2) 供給管に対し液化物排除の措置が講じられていること分かる資料等
- (3) (2)の液化物排除の措置が講じられていない場合には、安全確認許可の内容が分かる資料等
- (4) LPGタンクの冷却装置に対し講じられている措置が分かる資料等
- (5) LPGタンクに近接して飲料給水槽を設置することに対し許可した根拠の分かる資料等

3 諮問実施機関

熊本市長（所管課：総務厚生課）

4 経過

- (1) 平成26年 9月 9日 開示請求
- (2) 平成26年 9月22日 開示請求拒否決定（不存在）
(9月30日、本人受領)
- (3) 平成26年10月16日 不服申立て
- (4) 平成27年 3月 9日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 4月 8日 請求拒否理由説明書受理
(4月14日、不服申立人へ渡し)
- (6) 平成27年 5月11日 意見書受理

不服申立てに係る経緯（平成26年度諮問第6号）

1 開示請求者（不服申立人） 個人

2 開示請求文書等

有限会社〇〇に関する熊本市障がい保健福祉課所有の録音データ及び調書

3 実施機関

熊本市長（所管課：障がい保健福祉課）

4 経過

- (1) 平成26年 7月24日 開示請求
- (2) 平成26年 8月 5日 開示請求拒否決定（不開示）
(8月10日、本人受領)
- (3) 平成26年10月 7日 不服申立て
- (4) 平成26年10月22日 審議会への諮問
- (5) 平成26年11月28日 請求拒否理由説明書受理
(12月13日、不服申立人へ渡し)
- (6) 平成27年10月16日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成28年2月15日（月）

午前10時00分

マスマチュアル生命ビル

2階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第6号（第3回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：障がい保健福祉課）

(2) 平成27年度諮問第1号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：危機管理防災総室）

(3) 平成27年度諮問第6号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：南区総務企画課）

(4) 平成27年度諮問第7号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：西区総務企画課）

(5) 平成27年度諮問第9号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：開発景観課）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、会長による記者レク（11時45分）

異議申立てに係る経緯（平成26年度諮問第6号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
有限会社〇〇に関する熊本市障がい保健福祉課所有の録音データ及び調書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：障がい保健福祉課）
- 4 経過
 - (1) 平成26年 7月24日 開示請求
 - (2) 平成26年 8月 5日 開示請求拒否決定（不開示）
(8月10日、本人受領)
 - (3) 平成26年10月 7日 異議申立て
 - (4) 平成26年10月22日 審議会への諮問
 - (5) 平成26年11月28日 請求拒否理由説明書受理
(12月13日、異議申立人へ渡し)
 - (6) 平成27年10月16日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成27年度諮問第1号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
 - (1) 春日小学校体育館が避難場所として安全である根拠を示す資料
 - (2) 森都心プラザのどの場所にどのような経路で避難可能なのか、何人収容可能なのか等が確認できる図式資料
 - (3) 春日4丁目付近住民等の避難場所への避難ルート行程を示す地図資料等

3 実施機関

熊本市長（所管課：総務局危機管理防災総室）

4 経過

- (1) 平成27年 2月23日 開示請求
- (2) 平成27年 3月 2日 開示請求拒否決定（不存在）
（3月31日、本人受領）
- (3) 平成27年 4月 7日 異議申立て
- (4) 平成27年 4月20日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 5月27日 請求拒否理由説明書受理
（6月3日、異議申立人へ渡し）
- (6) 平成27年 6月29日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成27年度諮問第6号）

1 開示請求者（異議申立人） 個人

2 開示請求文書等

熊本市「南区まちづくり懇話会」の公募委員へ応募した全員の応募原稿
（ただし個人情報を除く。）

3 実施機関

熊本市長（所管課：南区役所総務企画課）

4 経過

- (1) 平成27年 5月11日 開示請求
- (2) 平成27年 5月22日 開示請求拒否決定（不開示）
（5月28日、本人受領）
- (3) 平成27年 6月 9日 異議申立て
- (4) 平成27年 6月26日 審議会への諮問

- (5) 平成27年 7月31日 請求拒否理由説明書受理
(8月5日、異議申立人へ渡し)
- (6) 平成27年 8月31日 意見書受理

異議申立てに係る経緯 (平成27年度諮問第7号)

- 1 開示請求者 (異議申立人) 個人
- 2 開示請求文書等
熊本市「西区まちづくり懇話会」の公募委員へ応募した全員の応募原稿
(ただし個人情報を除く。)
- 3 実施機関
熊本市長 (所管課：西区役所総務企画課)
- 4 経過
 - (1) 平成27年 5月18日 開示請求
 - (2) 平成27年 5月29日 開示請求拒否決定 (不開示)
(6月1日、本人受領)
 - (3) 平成27年 6月 9日 異議申立て
 - (4) 平成27年 6月30日 審議会への諮問
 - (5) 平成27年 8月13日 請求拒否理由説明書受理
(8月14日、異議申立人へ渡し)
 - (6) 平成27年 9月 4日 意見書受理

異議申立てに係る経緯 (平成27年度諮問第9号)

- 1 開示請求者 (異議申立人) 個人
- 2 開示請求文書等

「熊本市景観審議会」の公募委員へ応募した全員の応募原稿
(ただし個人情報を除く。)

3 実施機関

熊本市長 (所管課：都市建設局開発景観課)

4 経過

- (1) 平成27年 8月21日 開示請求
- (2) 平成27年 9月 3日 開示請求拒否決定 (不開示)
(9月9日、本人受領)
- (3) 平成27年 9月30日 異議申立て
- (4) 平成27年10月 6日 審議会への諮問
- (5) 平成27年11月 6日 請求拒否理由説明書受理
(11月11日、異議申立人へ渡し)
- (6) 平成27年12月 8日 意見書受理

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

次 第

平成28年3月24日（木）

午前10時00分

市庁舎9階会議室

1 開 会

2 審 議

(1) 平成26年度諮問第6号（第4回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：障がい保健福祉課）

(2) 平成27年度諮問第10号（第1回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：車両管理課）

(3) 平成27年度諮問第1号（第2回審議）

実施機関：熊本市長（所管課：危機管理防災総室）

3 その他

4 閉 会

※ 審議会終了後、会長による記者レク（11時45分）

異議申立てに係る経緯（平成26年度諮問第6号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
有限会社〇〇に関する熊本市障がい保健福祉課所有の録音データ及び調書
- 3 実施機関
熊本市長（所管課：障がい保健福祉課）
- 4 経過
 - (1) 平成26年 7月24日 開示請求
 - (2) 平成26年 8月 5日 開示請求拒否決定（不開示）
(8月10日、本人受領)
 - (3) 平成26年10月 7日 異議申立て
 - (4) 平成26年10月22日 審議会への諮問
 - (5) 平成26年11月28日 請求拒否理由説明書受理
(12月13日、異議申立人へ渡し)
 - (6) 平成27年10月16日 意見書受理

異議申立てに係る経緯（平成27年度諮問第1号）

- 1 開示請求者（異議申立人） 個人
- 2 開示請求文書等
 - (1) 春日小学校体育館が避難場所として安全である根拠を示す資料
 - (2) 森都心プラザのどの場所にどのような経路で避難可能なのか、何人収容可能なのか等が確認できる図式資料
 - (3) 春日4丁目付近住民等の避難場所への避難ルート行程を示す地図資料等

3 実施機関

熊本市長（所管課：総務局危機管理防災総室）

4 経過

- (1) 平成27年 2月23日 開示請求
- (2) 平成27年 3月 2日 開示請求拒否決定（不存在）
（3月31日、本人受領）
- (3) 平成27年 4月 7日 異議申立て
- (4) 平成27年 4月20日 審議会への諮問
- (5) 平成27年 5月27日 請求拒否理由説明書受理
（6月3日、異議申立人へ渡し）
- (6) 平成27年 6月29日 意見書受理